

# 介護予防ケアマネジメント重要事項説明書

(平成30年8月1日一部改正)

## 1・当センターが提供するサービスについての相談窓口

電話 042(349)2123 月～金曜日 午前8時30分～午後5時30分

担当 \_\_\_\_\_ ...ご不明のことは何でもお尋ねください。

## 2・指定介護予防ケアマネジメント事業所の概要

■開設者 社会福祉法人多摩済生医療団 理事長 和田 健

■所在地 東京都小平市美園町3丁目12番1号(〒187-0041)

■名称 小平市地域包括支援センター多摩済生ケアセンター(施設長 中村 与人)  
介護保険事業者番号<<1304300039>>

■管理者 伊藤 高行(社会福祉士・介護支援専門員)

■電話 042-349-2123 ■FAX 042-342-1535

■喜平橋出張所 小平市上水南町2丁目23番20号 ■電話 042(359)2831

■サービス提供区域 小平市中央東園域(美園町1～3丁目、大沼町1～7丁目、仲町、学園東町2～3丁目、学園東町、喜平町1～3丁目、上水南町1～4丁目)

■営業時間帯 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分

●喜平橋出張所は、午前9時から午後5時まで

●休日＝土、日曜、国民の休日、年末年始(12月30日～1月3日)

●緊急時の連絡先・電話番号・・・080(3364)4329

### ■職員体制

職名	資格	常勤	非常勤	計	
管理者	下記のいずれかを兼ねる	再掲(1名)		再掲(1名)	全員地域包括支援センター業務を兼ねています。
介護予防ケアマネジメント担当職員	主任介護支援専門員	1名以上		1名以上	
	介護支援専門員	3名以上		3名以上	
	社会福祉士	1名以上		1名以上	
	看護師、保健師	1名以上		1名以上	

## 3・指定介護予防ケアマネジメントの申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

### ①介護予防ケアプラン作成についての利用申し込み

介護予防ケアプランの流れ、サービス内容についての説明をし、利用者及びその家族等の同意を得たうえで、「介護予防支援サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)計画作成依頼届出書」に記入していただき、当センターと契約書を交わしていただきます。

### ②介護予防ケアプラン作成及び交付

担当者は、利用者宅を訪問し、利用者及びその家族等に面接をして、日常生活のうえで解決しなければならない課題の把握及び分析を行い、利用者及びその家族等とともに目標を設定し、その目標達成に向けて介護予防ケアプランを作成します。

### ③介護予防サービス事業所等との調整

介護予防サービス事業所等についてのサービス内容等の情報を提供します。利用者及び家族等の同意を得たうえで、選択した介護予防サービス事業所の担当者と、介護予防ケアプラン及び介護予防サービスの提供に関して必要な連絡調整を行います。

介護予防サービス事業所の調整を行う際、利用者及びその家族は複数の事業所の紹介を求めることができます。また、当該事業所をケアプランに位置づけた理由についても説明を求めることができます。

### ④介護予防サービス事業所によるサービス提供

介護予防サービス事業所等による利用者への個別サービス計画が作成され、サービスが提供されます。

## ⑤介護予防ケアプランの実施状況の把握

介護予防ケアプランの作成後も、利用者、その家族等及び介護予防サービス事業所等と適宜、訪問や電話等で連絡をとり、介護予防ケアプランの実施状況について把握を行います。

## ⑥介護予防ケアプランにおいて設定した目標についての評価

一定期間ごとに、利用者及びその家族等の意向を確認し、利用者の生活の自立を支援する観点で、介護予防ケアプランにおいて設定した目標が達成されたかどうかを評価し、必要に応じて介護予防ケアプランの変更や、介護予防サービス事業所等との連絡調整その他の便宜を適切かつ効果的に提供します。

### 4・利用料金

- (1)利用料 要支援認定又は事業対象認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので基本的には自己負担はありません。保険料の滞納等によりいったんお支払いいただく場合がありますが、諸手続きにより償還払いを受けられます。
- (2)解約料 利用者は文書で申出ることにより いつでも利用を解約することができ、一切料金は掛かりません。

### 5・サービスの利用方法

- (1)サービスの利用開始 電話等でお申し込みください。センターの職員がお伺いいたします。契約を締結したのち、サービスの提供が開始されます。
- (2)サービスの終了
  - ①利用者の都合でサービスを終了する場合・・・文書でお申し出くださればいつでも解約できます。
  - ②センターの都合でサービスを終了する場合・・・人員不足等でやむを得ない事情により、サービスを終了させていただく場合があります。
  - ③自動終了・・・以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了します。
    - ア 利用者がグループホーム等に入所した場合
    - イ 利用者の要支援認定区分が非該当(自立)又は要介護と認定されるなど、介護予防ケアマネジメントの対象者でなくなった場合
    - ウ サービス提供地域外に転居した場合
    - エ 利用者が死亡した場合その他・・・利用者や家族等がセンターやセンターの介護予防ケアマネジメント担当職員に対して、相互の信頼関係を損壊する行為をし、その改善が見込めない場合は、文書で通知することにより1ヵ月の予告期間を置き、サービスを終了させて頂く場合があります。

### 6・サービス内容に関する相談苦情

◇センターの相談・苦情担当・・・センターのサービスに関するご相談、苦情及び介護予防ケアプランに基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

■担当 小平市地域包括支援センター多摩済生ケアセンター

管理者(社会福祉士、介護支援専門員) 伊藤 高行 電話 042(349)2123

◇小平市等公共の相談・苦情窓口

小平市健康福祉部高齢者支援課給付指導担当 電話 042(346)9595 月～金 8:30～17:00

東京都国民健康保険団体連合会苦情相談窓口 電話 03(6238)0177 月～金 9:00～17:00

### 7・事故発生時の対応

利用者の緊急時の連絡先に事故発生状況を連絡するとともに管理者に報告します。また、センターはサービスの提供に伴い、センターの責めに帰すべき事由により利用者等に賠償すべき損害を与えた場合には、速やかに賠償するものとします。

### 8・プライバシー保護

業務上知り得た個人情報に関する事項は厳密に守ります。

## ご利用者・ご家族等の個人情報の取り扱いについて

介護予防ケアマネジメントの作成上取得させていただいたご利用者、ご家族等の個人情報は、以下の利用目的の範囲で使用させていただきます。

- 1.ご利用になる介護予防サービス事業所に対して、基本情報・身体状況・留意点等を情報提供させていただきます。
- 2.ご利用になる介護予防サービス事業所に介護予防ケアプラン、サービス提供票、サービス担当者会議録等を提出させていただきます。
- 3.より良いサービス提供を目的とした連携(サービス担当者会議、利用サービス事業所等からの照会)に使用させていただきます。
- 4.サービス計画について主治医に意見、助言等を求める場合に使用させていただきます。
- 5.ご家族等に身体状況などの説明に使用させていただきます。
- 6.東京都国民健康保険団体連合会への給付管理票・レセプトの提出に使用させていただきます。
- 7.東京都国民健康保険団体連合会または保険者からの照会の回答に使用させていただきます。
- 8.損害保険会社等へ事故等の報告、相談、届出等に使用させていただきます。
- 9.保険者、第三者機関等への情報提供(苦情・事故等の報告、相談等)として使用させていただきます。
- 10.センター内部の情報共有会議や介護支援専門員等の内外の研修会での事例検討に使用させていただきます。(個人が特定されないよう十分な配慮の上使用させていただきます。)
- 11.その他、緊急時(生命または身体に重大な危険が生じている場合等)の対応で必要と判断した場合に必要な機関に対し使用させていただきます。

